

介護サービス事業者 各位

豊田市 福祉部
介護保険課長 花木 一也

豊田市すこやか住宅リフォーム助成事業（高齢者）の内容変更について（通知）

平素は、当市の介護保険事業に多大な御理解と御協力をいただきありがとうございます。

このたび、豊田市すこやか住宅リフォーム助成事業（高齢者）の内容を変更することとなりました。適用開始は令和2年8月1日（領収日時点）です。つきましては、下記の内容を御確認ください。

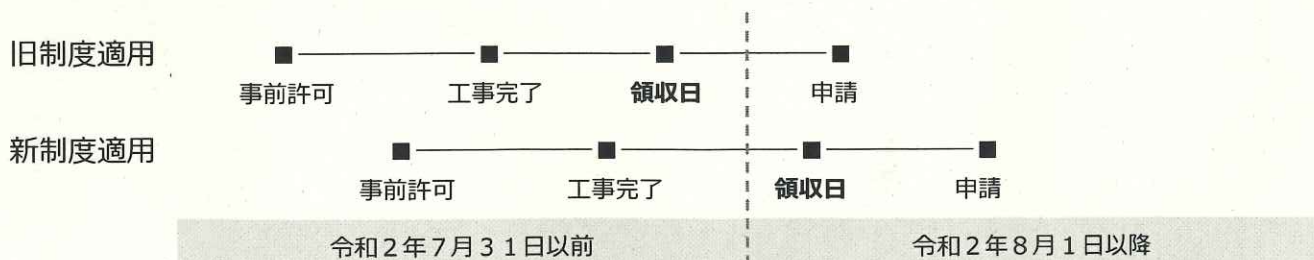
記

変更点

	令和2年7月31日まで	令和2年8月1日から
対象者	介護保険認定者のうち、在宅で介護を受けている人	介護保険認定者のうち、在宅で介護を受けている 介護保険自己負担割合が1割の人
対象工事	介護保険住宅改修対象工事に加え、 ・居室にトイレ、浴室の新設 ・車いす対応等の洗面台、流し台への取替え ・敷地内の外出用通路照明の設置 ・移動円滑化の為の壁抜き、通路の新設 等	左記から敷地内の外出用通路照明の設置を除く
工事上限額	世帯当たり444,445円 （対象者の介護保険自己負担割合に応じて1～3割の自己負担有り）	個人当たり200,000円 （1割の自己負担有り）
その他	償還払いのみ	受領委任払いの適用可能 ※受領委任登録事業者で工事を行った場合のみ

※令和2年7月末までに事前許可が出ていても、令和2年8月1日以降の領収日の場合は新制度が適用されます。その際、**介護保険自己負担割合が2割又は3割となった人は助成対象外**となります。

※令和2年7月末までに同一世帯員（本人以外）が本事業を利用済みであっても、本人が利用していなければ助成対象者となります。



詳しくは、豊田市役所 介護保険課までお問合せください。

<問合せ先>

豊田市役所 介護保険課 給付担当

電話 0565-34-6634